

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖寿福社会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬及び実費弁償等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬等)

第3条 役員が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事長が、理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 理事が理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 評議員が評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表の2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 監事が、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導もしくは監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(苦情解決第三者委員の報酬等)

第6条 苦情解決第三者委員が、法人及び施設に係る苦情対応の業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(報酬の額の決定)

第7条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

2 全理事の報酬総額は、年間20万円以内とする。

3 全監事の報酬総額は、年間10万円以内とする。

4 役員及び評議員、苦情解決第三者委員の報酬の額は、別表1～3に定めるとおりとする。

(報酬等の支給方法)

第8条 役員及び評議員、苦情解決第三者委員に対する報酬等は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(出張旅費)

第9条 役員及び評議員が法人及び施設の業務のため、又は苦情解決第三者委員が苦情解決の業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第10条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第11条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、平成29年12月28日より施行する。

この規程は、平成31年3月29日から施行する。